

別冊

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和3年7月1日)

- 1 特定地域づくり事業協働組合の認定（智頭町複業協働組合）について

【中山間地域政策課】・・・ 2ページ

地域づくり推進部

特定地域づくり事業協同組合の認定（智頭町複業協同組合）について

令和3年7月1日
中山間地域政策課

人口急減地域における担い手不足の解消のため、6月30日に、智頭町を活動地域とする特定地域づくり事業協同組合の認定を行いました。本県では2例目の認定となります。

1 特定地域づくり事業協同組合の概要

- (1) 名称 智頭町複業協同組合
- (2) 組合員 (株)光南(みたき園、日本料理店)、(特非)智頭の森こそだち舎(保育園)、(9事業者) 智頭石油(株)(燃料小売業)、タルマーリー(菓子・パン小売業)、(一社)智頭町観光協会、(株)サングリーン智頭(育林業)、(一社)因幡街道ふるさと振興財団(石谷家住宅管理・運営)、(有)中村伊平商店(燃料小売業)、智頭町森林組合(林業)
- (3) 事業
ア 組合員のための特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
イ 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
ウ 組合員のためにする事務代行業業
エ 組合員の福利厚生に関する事業
- (4) 派遣人材 令和3年度は4名(順次増員し、令和6年度には10名を予定)
- (5) 活動地域 智頭町

2 県の支援

- (1) 特定地域づくり事業推進補助金
県は、組合運営費を支援する市町に対し、その1/2を補助
智頭町複業協同組合へのR3県補助額(予定) 3,306千円
<全体のフレーム>
 - ・組合運営費の1/2 派遣を受ける事業者(組合員)からの利用料収入等
 - ・残りの1/2 市町の補助 ← 県補助
(県及び市町負担分に対しては、それぞれ、国交付金1/2、特別交付税1/4が措置される)
- (2) 組合設立、事業認定に当たっての支援
県庁の関係部局、鳥取県中小企業団体中央会、鳥取労働局等が連携し、助言・相談対応等の支援を行った。

3 これまでの認定状況

日野町未来づくり事業協同組合：令和3年4月1日認定

4 今後の取組等

このほかにも若桜町など特定地域づくり事業協同組合制度の活用に向けて準備・検討を行う地域があり、日野町・智頭町の取組を先行事例として情報提供しながら積極的に支援を行い、地域人材確保を後押しする。

(参考) 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

人口急減地域において、事業者が中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合を設立。
当事業協同組合は、国・自治体の支援を受けながら組合員である事業者を対象に労働者派遣事業を運営し、地域の担い手不足解消に資する。

